○北陸地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

北陸地方整備局長　橋場　克司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市大泊町藤巻一二番一から氷見市宇波字吉田一二三四番まで	前	四四・〇～一八八・〇メートル	五・三八七キロメートル	
	後			

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
泉大津市我孫子六四二番から同市板原一三番一まで	前	三九・〇〇～九四・五〇メートル	〇・一二六キロメートル	
	後	三九・〇〇～九四・五〇メートル	〇・一二六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西宮市名塩三丁目八三一番七から同市塩瀬町名塩字土林二一九八番一まで	前	BA 六・五〇～四〇・〇〇メートル	一・五九〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・五〇～四〇・〇〇メートル	一・五九〇キロメートル	
		二四・三五～六八・〇〇	一・三二七	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
坂井市丸岡町上安田5字東中田二一番一から同市丸岡町上安田5字東中田四五番一まで	前	二七・〇三～二八・一三メートル	〇・〇六四キロメートル	
	後	二七・〇三～二八・一三	〇・〇六四	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百六十九号	奈良県吉野郡十津川村大字竹筒一三五番二から同村大字竹筒二二九番を経て同村大字竹筒六五九番一まで	改築	平成二十四年十一月二十八日

○近畿地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号及び百六十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市木津上戸四五番七から同市木津八色五四番一まで	前	一〇・〇〇～一八・二〇メートル	〇・七七一キロメートル	
	後	一五・八〇～二四・二〇	〇・七七一	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
城陽市寺田今橋三五番一から同市寺田金尾六〇番まで	前	一五・〇〇～五五・九〇メートル	〇・七五〇キロメートル	
	後	三〇・四〇～一〇〇・八〇	〇・七五〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所